



「エコハマ3R夢」  
マスコット イーオ

第3号 平成27年2月27日発行  
編集・発行：横浜市資源循環局業務課  
☎045-671-2553

# 横浜市 資源集団回収通信

日頃よりごみの減量・リサイクルの推進にご協力いただきましてありがとうございます。  
春の足音が近づいておりますが、この時期は新たに横浜市に引っ越してこられる方も  
多くなります。集団回収に関わる地域の皆さま、回収業者の方々が気持ちよく新年度を  
スタートすることができるよう、今回は本市からのお願いを掲載します。



## ☆異物の混入にご注意ください！

「回収場所に出した資源物の中に大事なものを誤って入れてしまった」と  
いったご連絡をいただくことがあります。回収された大量の  
資源物の中から特定の物を見つけ出すことは非常に困難です。  
また、異物の混入はリサイクルに支障を来すだけでなく、  
作業をする方にケガの恐れもあり大変危険です。  
回収場所に出される前に今一度資源物の中身をご確認ください。



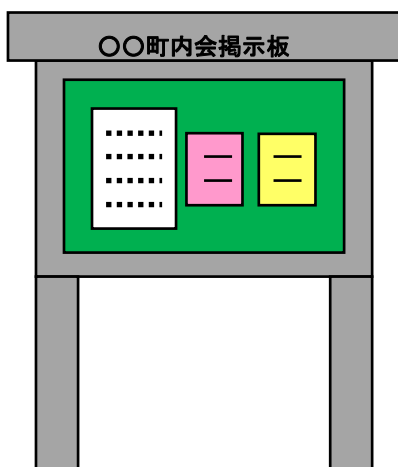
カッターナイフ  
はさみ  
古紙をひもでしばった後に使用してそのまま束の中に紛れ込んでしまったと思われる

混入していた異物の事例

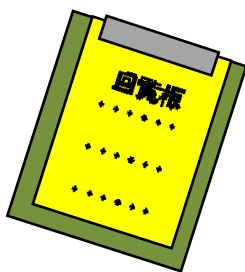
鍵  
携帯電話  
お金  
回収場所に資源物を出す際にかかんでポケットから落としてしまったと思われる

## ☆集団回収についての周知を行ってください

引っ越してこられた方から「資源物をいつどこに出せるのか分からない」と  
いった問い合わせが本市に多く寄せられています。  
資源集団回収の実施内容を、どなたが見ても分かるように  
周知していただくようお願いいたします。



掲示板や回覧板でも周知を行ってください



回収場所には必ずこの青いステッカーを貼ってください

資源集団回収実施場所	
登録団体名: ○○自治会	
※資源物の回収日・回収場所を必ずご確認ください。	
紙類	回収日: 〇〇商専 回収先: XXX-XXXX
布類	回収日: 〇〇商専 回収先: XXX-XXXX
アルミ缶	回収日: 〇〇商専 回収先: XXX-XXXX

※すでに貼ってあるステッカーも回収日等がきちんと明記されているか確認してください

(裏面あり)

## ☆回収場所のルール

資源物を回収場所に出す際は品目別にまとめて置いてください。  
特に行政回収の集積場所と集団回収の回収場所が同じ場合は、  
集団回収の資源物であることが明確に分かるようご協力をお願いします。

回収場所は住民の  
皆さまのものです☆  
みんなできれいに  
使いましょう！

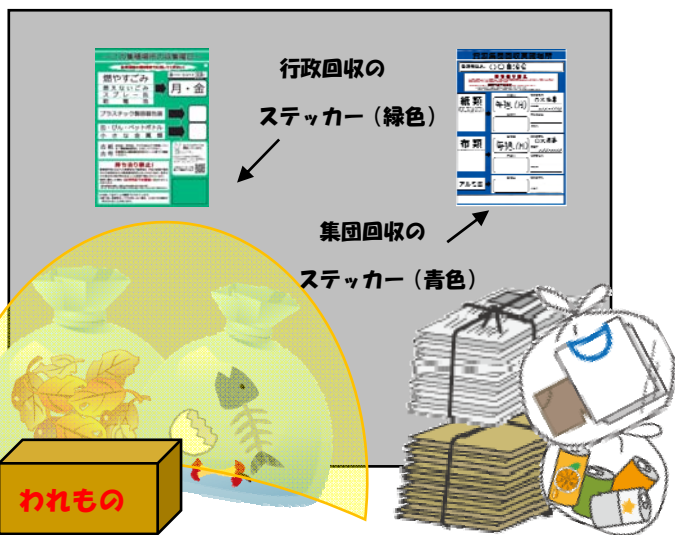


### ○＜良い例＞○

行政回収のものと集団回収のものが  
少し離して置いてあるから  
業者さんが回収しやすいね



出す人もステッカーを見れば  
回収日などがちゃんと分かるね



### ×＜悪い例＞×

これじゃ古紙が埋もれていて  
業者さんが気づきづらいね



せっかく出した古紙に  
汚れが付いちゃうよ



## ☆奨励金申請手続きの引き継ぎをお願いします

新年度を迎えるにあたって、担当者を変更される団体さんも  
多くいらっしゃるのではないかと思います。

新担当者への引き継ぎが十分にされていなかったことが原因で、  
奨励金の申請を数か月行えなかったとのご連絡が毎年多く寄せられています。  
**提出期限の過ぎたものの申請は受付ができません。**

申請がない場合は団体さんだけでなく、業者さんにも奨励金が交付されません。  
**奨励金申請方法等、集団回収に関する事務の引き継ぎは確実に行ってください。**  
また、代表者・担当者・振込口座等、登録内容に変更があった際は  
同封いたしました変更届（第3号様式）のご提出をお早めにお願いたします。

※奨励金交付申請書類一式（平成27年6月実施分～平成28年5月実施分）は  
平成27年5月下旬にレターパックにより送付予定です。



レターパック